

令和6年2月豊橋市議会臨時会

○ 提出事件

予 算 案 1 件 (うち補正1件)

条 例 案 1 件

単 行 案 3 件

報 告 4 件

以 上 9 件

2月市議会臨時会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第2号 豊橋公園への多目的屋内施設（新アリーナ）建設の賛否を問う住民投票 条例の制定について

（行政課・多目的屋内施設整備推進室）

地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定の請求があり、これを受理したの
で、同条第3項の規定により意見を付けて議会に付議するもの

1 条例案

（目的）

第1条 この条例は、豊橋市が、豊橋公園に整備を計画している多目的屋内施設の建設
（以下「本件新アリーナ建設」という。）に対し、市民の意思を的確に反映させること
を目的とする。

（市民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、豊橋市は、本件新アリーナ建設に対する賛否につ
いての市民による投票（以下「市民投票」という。）を実施する。

（市民投票事務の執行）

第3条 市民投票に関する事務は、市長が執行する。

（市民投票の実施等）

第4条 市民投票は、この条例の公布の日から起算して60日以内に実施しなければなら
ない。

2 市民投票の期日（以下「投票日」という。）は、市長が定める日曜日とし、投票日の
14日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者等）

第5条 市民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）と
は、前条2項の規定による告示の日の前日において、本市に住民票が作成された日（他
の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から本市の区域内に住所を移した者で住民基本
台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届
出をした日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている18歳以上
の者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条、同法第252条、政治資金規正法（昭
和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的
記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第
17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者を除く。）とする。

2 市長は、投票資格者名簿を調製しなければならない。

(投票の方法)

第6条 投票は、1人1票に限る。

- 2 投票資格者は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。
- 3 投票資格者は、本件新アリーナ建設に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を自ら記載しなければならない。この場合において、投票資格者は、投票用紙を自ら投票箱に入れなければならない。
- 4 投票用紙には、投票資格者の氏名を記載してはならない。

(点字投票等)

第7条 前条第3項前段の規定にかかわらず、投票資格者は、点字による投票を行う場合においては、投票用紙に、本件新アリーナ建設に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と自ら記載するものとする。この場合において、規則で定める点字は文字とみなし、投票用紙の様式その他必要な事項は、規則で定める。

- 2 前条第3項並びに第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより代理投票をさせることができる。
- 3 前条第2項及び第3項後段の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

(投票の秘密保持)

第8条 何人も、投票資格者の投票した内容を陳述する義務はない。

(投票の効力)

第9条 投票の効力の決定に当たっては、次項又は第3項の規定に反しない限りにおいて、投票した投票資格者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

- 2 点字投票以外の投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙を用いないもの
 - (2) ○の記号を賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも記載したもの
 - (3) ○の記号以外の事項を記載したもの
 - (4) ○の記号を自ら記載しないもの
 - (5) ○の記号を賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して記載したかを確認し難いもの
- 3 点字投票（第7条第3項の規定による投票であって、点字により行われるものを含む。）については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙を用いないもの

- (2) 賛成の文字及び反対の文字をともに記載したもの
- (3) 賛成の文字又は反対の文字のほか、他事を記載したもの
- (4) 賛成の文字又は反対の文字を自ら記載しないもの
- (5) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを記載したかを確認し難いもの
(投票結果の尊重等)

第10条 市長は、市民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに市議会議長に通知しなければならない。

- 2 市民投票において、本件新アリーナ建設に対する賛成の投票の数又は反対の投票の数のいずれが多い数が投票資格者の総数の4分の1に達したときは、市長及び市議会はその結果を尊重しなければならない。

(情報の提供)

第11条 市長は、市民が本件新アリーナ建設の賛否を判断するために必要な情報の提供及び住民投票の意義についての広報活動に努めなければならない。

- 2 前項の広報活動及び情報の提供は、客観的かつ公正中立に行うものとする。

(投票運動)

第12条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により市民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 これまでの経緯と市の考え方

多目的屋内施設の整備については、総合体育館の老朽化・過密化への対応、防災活動拠点としての機能の強化・充実、プロスポーツやエンターテインメント、コンベンションなどの集客によるまちのにぎわいづくりへの寄与といった観点から、本市にとって必要不可欠なものとして、令和4年5月に豊橋公園を整備予定地として選定し、令和5年8月に多目的屋内施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し公表したところである。

基本計画の策定に向けては、令和4年7月から10月にかけて市民ワークショップを、10月には市民アンケートを、そして、10月から令和5年3月にかけて各種団体等へのアンケートやヒアリングを行い、様々な立場からの多様な意見を踏まえて中間報告を取りまとめた。この中間報告について、令和5年4月の市議会議員の改選を経た後の6月9日に開催された市議会総務・建設消防委員会連合審査会において熱心に議論していただくとともに、6月12日から7月20日にかけてパブリックコメントを行い、5,000件を超える多くの意見をいただいた。これらの議論や意見を踏まえ8月に基本計

画を完成させたものである。

また、この基本計画を基に、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に係る実施方針（素案）及び要求水準書（素案）を作成し、令和5年8月31日の市議会総務・建設消防委員会連合審査会における議論を経て、9月の市議会定例会において、整備等に向け必要となる条例や予算の議決をいただいた。そして、10月に当該事業の入札公告を行い、現在、事業者の募集を行っているところである。

このように、多目的屋内施設の整備については、市民等の意見を丁寧に伺うとともに、市議会において議員の皆様への深い御理解の下で議論を重ね、多数の御賛同を得て事業を進めているところであり、本条例を制定する意義は見出し難いと考えている。

3 本条例の内容の疑義

仮に本条例に基づいて住民投票を執行する場合には、次のような疑義がある。

本条例第5条第1項によれば、投票資格者は、住民投票の告示の日の前日において18歳以上でなければならないとされている。そのため、告示の日から投票日までに18歳になる者については、本条例にその取扱いの規定がなく、投票を行うことができない。この点、公職選挙法に基づく選挙においては、選挙の当日までに18歳になる者は投票ができることと比較すると、本条例は、投票資格者の範囲を公職選挙法より狭く規定しており、第1条に規定する「市民の意思を的確に反映させる」という目的に合致しない。

〔 単 行 案 〕

議案第3号 工事請負契約締結について

(契約検査課・道路建設課)

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 豊橋新城スマート I C (仮称) 橋梁下部工事 1 |
| 2 | 工 事 内 容 | ・ 橋梁下部工事
橋台工 (1 基)
場所打杭 1 1 本
橋台躯体 1, 4 4 7 m ³
鉄筋 1 3 4 t
仮設工
土留・仮締切 一式 |
| 3 | 落札年月日 | 令和 6 年 1 月 3 1 日 |
| 4 | 契 約 価 格 | 2 5 9, 6 0 0, 0 0 0 円 |
| | (予 定 価 格 | 2 6 7, 1 8 7, 8 0 0 円) |
| | 落 札 率 | 9 7. 2 % |
| 5 | 請 負 人 | 神野建設 (株) |
| 6 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 (総合評価落札方式) (応札 3 社) |

議案第4号 工事請負契約締結について

(契約検査課・道路建設課)

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 豊橋新城スマート I C (仮称) 橋梁下部工事 2 |
| 2 | 工 事 内 容 | ・ 橋梁下部工事
橋台工 (1 基)
場所打杭 8 本
橋台躯体 9 4 9 m ³
鉄筋 7 7 t |
| 3 | 落札年月日 | 令和 6 年 1 月 3 0 日 |
| 4 | 契 約 価 格 | 1 6 0, 9 3 0, 0 0 0 円 |
| | (予 定 価 格 | 1 6 6, 7 3 4, 7 0 0 円) |
| | 落 札 率 | 9 6. 5 % |
| 5 | 請 負 人 | 藤城建設 (株) |
| 6 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 (総合評価落札方式) (応札 3 社) |

議案第5号 工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

1 工事名 豊小学校南校舎長寿命化改良工事

2 工事内容 ・鉄筋コンクリート造3階建

延べ床面積 2,113㎡(改修部分)

区分	室名
1階	普通教室(3)、生活科資料室、生活科準備室、配膳室、便所
2階	普通教室(4)、特別支援学級、特別支援学級準備室、配膳室、便所
3階	普通教室(4)、図工室、図工準備室、配膳室、便所

・内部改修 一式

・外部改修 一式

3 落札年月日 令和5年12月28日

4 契約価格 342,650,000円

(予定価格 343,970,000円)

落札率 99.6%

5 請負人 三河土建(株)

6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式)(応札2社)

[報 告]

報告第1号 専決処分の報告について

(契約検査課・教育政策課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和5年12月25日
(2) 変更する議決 令和5年第54号議決
工事請負契約締結について(幸小学校北校舎長寿命化改良工事)

(3) 変更内容

契約価格	変更前	208,450,000円
	変更後	209,088,000円
	差引き	638,000円

・屋外階段の床の鋼板の補修を追加する変更等のため

- 2 (1) 専決年月日 令和6年1月12日
(2) 変更する議決 令和3年第85号議決
工事請負契約締結について(岩西小学校北・中校舎長寿命化改良工事(詳細設計付))

(3) 変更内容

契約価格	変更前	927,179,000円(※)
	変更後	942,106,000円
	差引き	14,927,000円

・既設排水管の改修の方法の変更等のため

(※) 令和5年報告第1号(専決処分の報告について)において、変更した後の価格

- 3 (1) 専決年月日 令和6年1月26日
(2) 変更する議決 令和5年第56号議決
工事請負契約締結について（飯村小学校体育館・校区市民館
長寿命化改良等工事）
(3) 変更内容

契約価格	変更前	214,500,000円
	変更後	225,759,600円
	差引き	11,259,600円

- ・屋根の改修の仕様の変更等のため

報告第2号 専決処分の報告について

(納税課・生活福祉課・住宅課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている生活保護費返還金の支払及び市営住宅の家賃等の支払に係る訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

1 生活保護費返還金の支払

専決年月日	令和6年1月15日
事件の概要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の生活保護費返還金を滞納しているため、当該返還金の支払を求め、四日市簡易裁判所へ支払督促を申し立てたところ、相手方の督促異議の申立てにより、同簡易裁判所に訴えの提起があったとみなされたものである。
専決処分時の滞納状況	滞納件数 2件

2 市営住宅の家賃等の支払

専決年月日	令和6年1月15日
事件の概要	相手方1は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃及び修繕費用を滞納しているため、当該市営住宅の家賃等の支払を求め、岡崎簡易裁判所へ支払督促を申し立てたところ、相手方の督促異議の申立てにより、同簡易裁判所に訴えの提起があったとみなされたものである。 相手方2は、主債務者である相手方1が滞納した市営住宅の家賃及び修繕費用に係る日常家事債務の連帯責任として、当該債務の履行を求め、岡崎簡易裁判所へ支払督促を申し立てたところ、相手方の督促異議の申立てにより、同簡易裁判所に訴えの提起があったとみなされたものである。
専決処分時の滞納状況	滞納月数 4月分(家賃) 滞納件数 1件(修繕費用)

報告第3号 専決処分の報告について

(健康増進課・公園緑地課・収集業務課・人事課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和6年1月11日
(2) 損害賠償の額 11,000円
(3) 事故の概況 令和5年10月11日午後0時40分頃、豊橋市小向町字北小向20番2に所在する駐車場において、本市職員(健康部健康増進課)の運転する軽乗用自動車(軽自動車)が、敷地内を移動する際に相手方所有のブロック塀に誤って接触し、損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 2 (1) 専決年月日 令和6年1月11日
(2) 損害賠償の額 11,350円
(3) 事故の概況 令和5年10月23日午後6時30分頃、豊橋市中浜町141番地先の市道上において、相手方の子(当時16歳)が歩道を自転車で走行中、高さ約60センチメートルの切り株に衝突し、当該自転車が損傷したもの
(豊橋市過失割合 20%)

- 3 (1) 専決年月日 令和6年1月12日
(2) 損害賠償の額 383,256円
(3) 事故の概況 令和5年9月14日午前8時35分頃、豊橋市三ノ輪町一丁目26番地先の交差点において、本市職員(環境部収集業務課)の運転するごみ収集車が右折しようとしたところ、交差点内で停止した相手方所有の小型乗用自動車に誤って接触し、相手方を負傷させ、及び相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 4 (1) 専決年月日 令和6年1月25日
- (2) 損害賠償の額 163,482円
- (3) 事故の概況 令和5年10月18日午前9時50分頃、豊橋市民病院職員駐車場において、本市職員（総務部人事課）の運転する普通乗用自動車が敷地内を移動する際に相手方所有の普通乗用自動車に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの（豊橋市過失割合 100%）

豊橋市債権管理条例第6条の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告するもの

1 債権の内訳及び放棄事由

所管課	債権の名称	人数 (人)	金額 (円)	放棄事由 (第6条該当号)
国保 年金課	国民健康保険 (出産育児一時金)に係る不法行為に基づく損害賠償金	1	2,625,200	消滅時効完成(2号)
	計	1	2,625,200	
保育課	障害児通所 支援収入	1	11,040	生活保護等(1号)
	計	1	11,040	
ゼロカー ボンシ ティ推 進課	次世代自動車 購入等補助金 返還金	1	21,307	破産等(4号)
	計	1	21,307	
河川課	河川等公共物 使用料	1	8,116	行方不明等(3号)
		1	3,676	破産等(4号)
	計	2	11,792	
住宅課	修繕料	1	82,290	行方不明等(3号)
	計	1	82,290	
管理課	債務不履行 損害賠償金	1	12,474	行方不明等(3号)
	計	1	12,474	
医事課	入院収益	27	6,899,658	生活保護等(1号)
		1	950	消滅時効完成(2号)
		11	4,670,302	行方不明等(3号)
		1	115,940	破産等(4号)
	給食収益	22	599,360	生活保護等(1号)
		2	4,400	消滅時効完成(2号)
		11	527,770	行方不明等(3号)

		1	10,580	破産等（4号）
	外 来 収 益	17	1,461,380	生活保護等（1号）
		21	92,910	消滅時効完成（2号）
		10	493,640	行方不明等（3号）
		1	8,230	破産等（4号）
	そ の 他 医 業 収 益	8	143,630	生活保護等（1号）
		1	3,240	消滅時効完成（2号）
		9	41,670	行方不明等（3号）
		1	100	破産等（4号）
	計	144	15,073,760	
営業課	水 道 料 金	3	65,724	生活保護等（1号）
		295	1,118,273	消滅時効完成（2号）
		258	1,001,301	行方不明等（3号）
		8	373,422	破産等（4号）
	計	564	2,558,720	
保 健 給食課	学 校 給 食 費	3	140,630	生活保護等（1号）
	計	3	140,630	
合計		718	20,537,213	

2 債権放棄日

令和5年12月25日